



「LL紙パックリサイクル推進研究会」2019年度会員全体会議・情報共有化勉強会を開催

LL紙パックリサイクル推進研究会（略称「LL研」）は、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を実現するために、LL紙パック（ロングライフ仕様のアルミ付紙パック（酒類を除く））に関する回収・リサイクル事例の調査・研究等を行うことを目的として活動しています。LL研は2007年4月、印刷工業会液体カートン部会7社で発足し、現在では飲料メーカー、紙パックメーカー、再生紙メーカーなど、28社4団体で構成されています（最終面の会員リスト参照）。会員カバー率は市場に流通するLL紙パックの80%に達しています。

今回のLL研便りでは、2019年度前半の活動についてお知らせいたします。

■ 新年度スタート

5月23日に開催された第1回運営委員会（会員企業の代表で構成）では、本年度の活動方針、活動計画、予算などについて協議しました。運営委員会に先立ち、昨年度の活動・会計報告について厳正に監査を行い、承認を得ました。

なお、本年度の運営体制は以下のとおりです。

◆ 2019年度運営委員

座長：森永乳業株式会社

CSR推進部環境対策グループ長 遠藤 雅人

副座長：日本製紙株式会社

紙パック営業統括部主席調査役 江刺家 敏

副座長：日本テトラパック株式会社

サーキュラーエコノミー部 エキスパート

柳瀬 祐子

監事：カゴメ株式会社

品質保証部 課長

杉野 友昭

委員：キリンホールディングス株式会社

CSV戦略部 主査

小穴 秀隆

委員：株式会社明治 CSR推進部

岡見 謙次郎

委員：一般社団法人全国清涼飲料連合会

企画部 部長

石黒 隆

委員：一般社団法人日本乳業協会

環境部 部長

小澤 和裕

委員：印刷工業会 専務理事

藁科 忠

事務局：株式会社エコイプス

有間 俊彦

■ 2019年度会員全体会議

（2019年7月22日）

年1回の会員全体の会合である会員全体会議と情報共有化勉強会を日本印刷会館会議室（東京都中央区）で開催しました。

会員全体会議では、遠藤座長の挨拶、運営委員及び会員の自己紹介の後、昨年度活動実績の説明と会計報告がありました。2018年度は、自治体におけるアルミ付紙パック回収事例として高崎市を紹介したほか、エコプロダクツ展では洗って開いた状態のアルミ付紙パックや、紙パックの開き方を説明した写真を掲示するなど、消費者に分かりやすく身近に感じていただけるような情報発信を行いました。本年度の活動計画として、昨年度と同様に施設見学会やエコプロダクツ展への出展協力、事例調査を行うことなどを発表したほか、本年度の予算についての確認も行いました。



■ 情報共有化勉強会

会員全体会議の後に行われた情報共有化勉強会では、ポリエチレンやアルミ箔などと紙との複合物（難処理古紙）を積極的にマテリアルリサイクルしている板紙メーカー、アルミ付とアルミなしの紙パックの混合回収を実施している自治体での取り組みなどについてお話を伺いました。会員企業をはじめとしてアルミ付紙パックのリサイクルに関心をお持ちの企業、報道関係の方々など約 50 名の皆様にご参加いただきました。参加者からは、「映像を用いての具体的な説明がわかりやすかった」「自治体の回収事例を知ることができて良かった」などのご意見、ご感想をいただきました。講演テーマと概要は以下のとおりです。



（開会の挨拶）LL 研座長 森永乳業(株) 遠藤 雅人

◆ 容り法見直し最新情報

（印刷工業会液体カートン部会環境委員長
大日本印刷(株) 國弘氏）



印刷工業会液体カートン部会環境委員長
大日本印刷(株) 國弘 武嗣氏

循環型社会の中での容器包装リサイクル法（容り法）の位置づけ及び消費者、市町村、事業者の役割分

担などの基本的な事柄について確認。中国における廃棄物輸入規制の動向のほか、周辺情報として昨今話題になっているプラスチック海洋ごみ問題に関する最新情報などを紹介。

◆ アルミ付紙パックのマテリアルフロー

（(株)エコイプス 猪瀬氏）



（株）エコイプス 猪瀬 秀博氏

アルミ付紙パックの回収状況について。印刷工業会液体カートン部会及びエコイプスの調査によると、2017 年度における製造段階での損紙等を含む回収率は前年度より 0.6 ポイント減少し 15.7%（アルミ付紙パック資源回収量 12,400t÷アルミ付紙パック原紙使用量 79,200t）。紙パックメーカーでの損紙が減少傾向にある。使用済みアルミ付紙パックの回収率は上昇傾向にあったが、2017 年度はやや減少して 4.1%（使用済みアルミ付紙パック回収量 2,872t÷アルミ付紙パック出荷量 69,500t）。紙製容器包装での回収が減少、それ以外による回収が増加傾向にある。市区町村等の混合回収をいかに進めるか、消費者や行政等のアルミ付のリサイクルに関する認知度をどのように高めるかななどの課題がある。

◆ 大和板紙におけるアルミ付紙パックを含むリサイクルについて

（大和板紙(株) 寺村氏）

他の製紙メーカーでは使用困難なアルミやポリエチレンなどと紙との複合物（難処理古紙）のほかオフィスから出る機密書類などを原料として板紙を製造している。これらの古紙は製紙工程の中でパルパーという設備で攪拌してドロドロの状態にされる。次の工程に進む際、多数の細かい穴の間を通るが、アルミやポリエチレンは穴よりも大きいために次の工程に進むこと



ができずにこの設備の中に残る。紙になる部分は穴よりも小さいため、次に工程に進む。このようにしてアルミ付紙パックはアルミなし紙パックと同様にリサイクルすることができる。残渣は最終的に固形燃料にリサイクルしている。なお、製紙には大量の水が必要であるが、使用済みの水を工場内で循環させて再利用している。板紙の用途は様々で、椅子などの紙製什器、コーヒーショップで販売している商品の外箱、書籍の表紙などにも使用されている。そのほか、ラグビー場の芝生を紙に混ぜて製造した色紙などもある。



大和板紙株式会社 寺村 卓氏

◆ 調布市におけるアルミ付紙パック回収リサイクルなどの取り組み (調布市 小野氏)
調布市では「戸別回収」「拠点回収」「集団回収」の3つのルートで紙パックを回収している。このうちアルミ付紙パックを回収しているのは拠点回収である。図書館分館や地域福祉センターなどの公共施設、特別養護老人ホームなどの民間の福祉・児童施設、スーパーや商店など市内に50か所の回収拠点がある。福祉作業所で働く障害のある方々が拠点を回って紙パックを回収し市のクリーンセンターに一時保管した後、週に1回、古紙問屋がパッカー車でそれを引き取る。引き取った紙パックは製紙メーカーでトイレットペーパーなどにリサイクルされる。拠点回収を行っている古紙問屋ではアルミ付紙パックを扱っているため、アルミ付紙パックを回収しリサイクルできる。しかしながら戸別回収や集団回収を行っている古紙問屋の多くがアルミ付を扱っていないため、アルミ付紙パックを回収することができない。このように、拠点回収ではアルミなしとアルミ付を一緒に出すことができるが、戸別回収ではアルミなししか出すことができず、アルミ

付は燃やせないごみに出すという、市民にとって分かりづらい区分となっている。



調布市 小野 敏希氏



(閉会の挨拶)
印刷工業会液体カートン部会長 岡田 俊哉氏

再生可能な資源をより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。あわせて、LL紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL紙パックリサイクル推進研究会
<http://ll-pack-recycle.org/>
座長 遠藤 雅人 (森永乳業株式会社)

事務局 -----
株式会社エコイプス 有間
東京都文京区音羽 1-15-15-313
TEL.03-6802-7281 FAX.03-6663-8880

LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

平成 20 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 2 月 24 日最終改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

第 2 章 事業

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究
- 二 LL 紙パックについての票情報普及・啓発
- 三 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組織

(構成)

第 5 条 本会の正会員は LL 紙パックを利用もしくは製造する企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）または LL 紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとす。

2 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとす。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。

(役員及び定数)

第 8 条 本会に次の役員等を置く。

座長 1 名 副座長 2 名 監事 1 名 運営委員（座長、副座長、監事を含む）5 名以上 10 名以内

(役員を選任・会務)

第 9 条 運営委員は正会員の自薦、他薦とする。

2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。

第 10 条 役員の会務を次の通り定める

- 一 座長は本会を代表し会務を統括する。
- 二 副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

(役員等の任期)

第 11 条 本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代についてはお退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第 4 章 運営および会計

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(会員全体会議)

第 13 条 本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。

- 2 会員全体会議は原則として年 1 回、座長が招集する。
- 3 会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。

(運営委員会)

第 14 条 本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。

- 2 運営委員会は原則として年 3 回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。
- 3 運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。
- 4 運営委員会の議長については第 13 条第 3 項の規定を準用する。
- 5 運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(会費)

第 15 条 会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。

2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。

(事務局)

第 16 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

(会則の変更)

第 17 条 この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附 則 この会則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 この会則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	17	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	18	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマン飲料株式会社	19	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリンホールディングス株式会社	20	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	21	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	ゴールドバック株式会社	22	正会員	北越パッケージ株式会社
7	正会員	四国化工機株式会社	23	正会員	ウエストロックアジア株式会社
8	正会員	名古屋製酪株式会社	24	正会員	印刷工業会
9	正会員	日世株式会社	25	正会員	一般社団法人全国清涼飲料連合会
10	正会員	株式会社ふくれん	26	正会員	日本豆乳協会
11	正会員	マルサンアイ株式会社	27	正会員	一般社団法人日本乳業協会
12	正会員	株式会社明治	28	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	森永乳業株式会社	29	賛助会員	株式会社日誠産業
14	正会員	株式会社ヤクルト本社	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
15	正会員	雪印メグミルク株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋治商店
16	正会員	石塚硝子株式会社	32	賛助会員	株式会社米田商店